

電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令要綱

第一 関係政令の整備

一 国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令の一部改正に関し、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号。以下「法」という。）附則第十一条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とすること。
（第一条関係）

二 総務省組織令の一部改正に関し、情報通信行政・郵政行政審議会は、平成三十六年三月三十一日まで
の間、法附則第十一条の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。
（第二条関係）

第二 施行期日

この政令は、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十四号）の施行の日から施行すること。
（附則関係）